

【資料2】

白河市第2次総合計画 基本構想（中間案）

平成24年11月19日現在

目次

I 序論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 総合計画の構成と期間	3
3 計画策定の視点	4
第2章 白河市の概要	5
1 白河市の特性	5
2 白河市の歴史	7
3 白河市の現状	9
第3章 社会経済情勢の変化	13
第4章 市民意識の動向	15
第5章 第1次総合計画の成果と第2次総合計画に向けた新たな課題	21
1 第1次総合計画の成果	21
2 第2次総合計画に向けた新たな課題	22

II 基本構想

第1章 白河市の目指す将来の姿	26
1 まちづくりの理念	26
2 白河市の将来像	27
第2章 土地利用構想	28
第3章 将来フレーム	30
1 人口推計	30
2 世帯の推計	31
第4章 基本目標	32
第5章 基本構想の実現に向けて	36

I 序論

第1章 計画の策定にあたって

(※資料2「策定基本方針」をベースに作成)

1 計画策定の趣旨

白河市は、平成 20 年度にスタートした第 1 次総合計画において「人 文化 自然 とともに育む のびゆく白河」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めています。豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、また高速交通体系の充実など、市が有する地域資源・優位性を最大限に生かしながら、着実なる市勢の発展のために各種施策を展開してきました。

こうした取組みを進めるなか、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、とりわけ人口減少や少子高齢化は、社会経済に広範かつ深刻な影響を及ぼしています。

また、地方分権の進展により、地方自治体に対し自主性、自立性の向上が求められており、市民参画・市民協働の推進など、早急な行政運営の再構築が必要となっています。

一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、本市も甚大な被害を受けました。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染や、謂われのない風評など、かつて経験したことのない形の見えない被害にも直面しました。こうしたことから市ではこれら甚大な被害からの復旧・復興を最大の課題としています。

市では、第 1 次総合計画の前期計画が平成 24 年度に終了することと、市を取り巻く劇的な環境変化に的確に対応するために、新たな行政運営のビジョンと政策を明確に掲げ、第 1 次総合計画の成果等を検証したうえで、平成 25 年度をスタートとする第 2 次総合計画を策定します。そして、第 2 次総合計画においては、震災を乗り越え、市民が将来への夢と希望を持って安全・安心に暮らせるまちの実現を目指すこととします。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの理念と白河市の将来像を定め、その実現に向けた基本目標を示します。

計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の実現に向け、市が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにします。

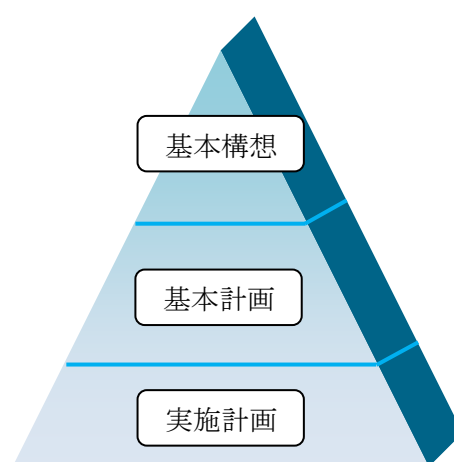
計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で前期基本計画、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で後期基本計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、財源の裏づけを伴う高い実効性をもった計画とします。

計画期間は、3 年間で基本とし、社会経済や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

■ 計画の構成



■ 計画期間

平成	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
基本構想 10 年間										
前期基本計画 5 年間					後期基本計画 5 年間					
実施計画 3 年間			実施計画 3 年間			実施計画 3 年間				

3 計画策定の視点

計画の策定にあたっては、以下の視点に基づき進めます。

(1) 新しい自治のしくみに 対応した計画づくり

- ・地方分権社会にふさわしい自主自立のまちの構築
(市民参画・市民協働のまちづくりへの対応)
- ・白河市のまちづくりの基本理念や基本原則等を定める
「自治基本条例」の制定を見通した計画づくり

(2) 時代のニーズに的確に 対応した計画づくり

- ・社会経済情勢の変化への対応
- ・震災復興をはじめ、現在の市が抱える課題や市民ニーズ
等への対応
- ・新たな社会制度等への対応

(3) 最上位計画としての計 画づくり

- ・国及び県等の計画の現状認識、施策の方向性との整合
- ・市の部門別計画の上位計画と位置づけた計画づくり

(4) 市民と共有できる計 画づくり

- ・まちづくりの目標の明確化(市が何を目指し、いつまでに、
どれだけ達成するのか)
- ・市民と行政が課題や目標を共有できる、わかりやすい計
画づくり

(5) 白河市の魅力を生かす 計画づくり

- ・豊かな自然や歴史・文化などの恵まれた地域資源を生か
した計画づくり
- ・まちの魅力と個性を最大限に発揮できる計画づくり

(6) 自治体経営に活用でき る計画づくり

- ・限られた行政資源を最適配分するため、施策の選択と集中に配慮
- ・行政評価や財政計画との連携により、経営的視点に立っ
た計画の進行管理のしくみづくり
- ・成果や達成状況を適正に評価できる、実効性のある計画づくり

第2章 白河市の概要

1 白河市の特性

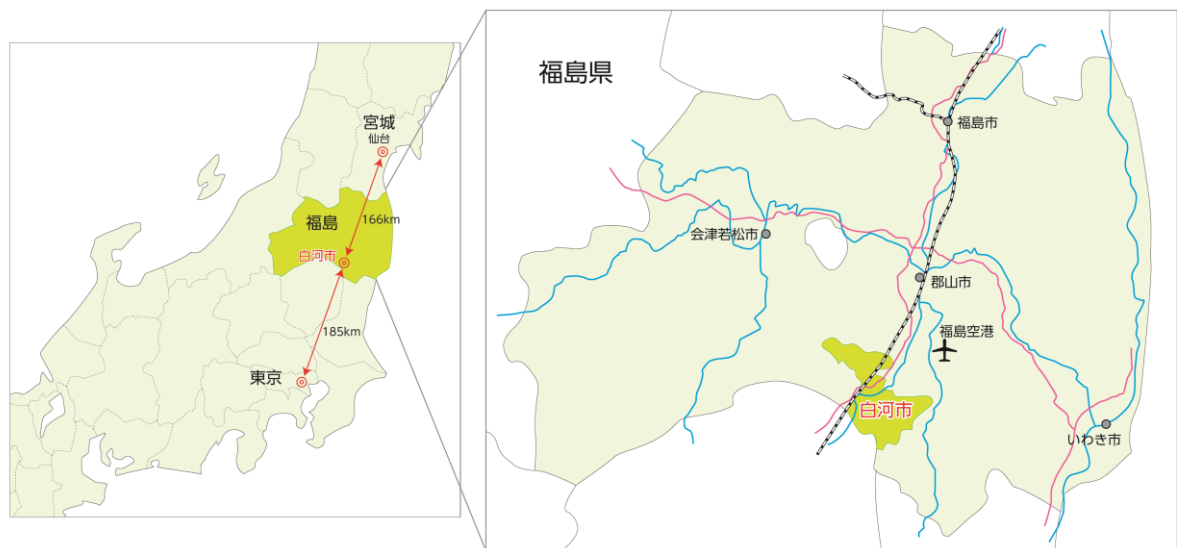
(1) 位置・地勢

本市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県都福島まで約 90 km、東京都心までは約 185 km の距離にあります。市域は、東西に約 30 km、南北に約 30 km に広がり、総面積は 305.3 k m² となっており、約半分を山林が占めています。

市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。また、市の中心部では阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

交通面では、都心までを約 1 時間 15 分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で 30 分の距離にある福島空港と高速交通体系に恵まれ、さらには J R 東北本線、幹線道路である国道 4 号、国道 289 号及び国道 294 号などにより、首都圏とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。

■白河市の位置図



(2) 歴史・文化・自然遺産

本市には、古代より歌枕として名高い「白河関跡」をはじめ、白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した日本最古の公園といわれる「南湖公園」、南北朝期に結城親朝により築かれたのが始まりとされる「小峰城」、権太倉山の麓にある巨石で源義経が名付けたといわれる「聖ヶ岩」、国内唯一の氷河期の残存植物ともいわれる「ビャッコイ」の自生地、日本三大提灯まつりの一つに数えられる白河提灯まつりなど、豊かな自然や多くの歴史的・文化的遺産が現代へと受け継がれています。

(3) 都市環境

本市は、奥州の三大関所の一つとして古くから交通の要所として発展してきました。現在はみちのくの玄関口として、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接する立地条件や地盤が固く良質で豊富な水に恵まれるなどの地域特性を生かして、製造業を中心に様々な企業活動が展開されています。さらに、平成21年8月に白河中央スマートICが開通し高速道路へのアクセスが一層向上しており、産業集積等による地域の活性化が図られるとともに、都市機能が高まっています。

また、市立図書館や楽蔵などの施設が誕生し、賑わいのある中心市街地づくりが進められるとともに、郊外型の大規模ショッピングセンターが相次いで建設されるなど、衣・食・住が充実した暮らしやすい生活環境が形成されています。

■主要な道路・交通網



2 白河市の歴史

—古代—

「白河」の地名は、古く奈良時代の文献で確認されます。大化改新以後、白河は陸奥国白河郡の中樞が置かれ、陸奥国と下野国の境には「白河関」が設置されました。これにより、白河は以後奥州の関門としての歴史的役割を担うこととなります。

—中世—

鎌倉時代、白河庄は源頼朝のもとで活躍した結城朝光に与えられ、以後約400年にわたって白河結城氏が中世の白河を支配しました。なかでも、南北朝時代に活躍した結城宗広は、奥州南朝方を代表する武将でした。結城氏の本拠城は搦目の白川城でしたが、南北朝期には結城親朝の居城として小峰城が築かれたとされています。

—近世—

豊臣秀吉による奥州仕置きにより、結城氏は改易させられ、白河は会津領になります。蒲生秀行が領主の時代には小峰城や城下の整備がなされたと考えられます。

江戸時代の初め、白河藩主となった丹羽長重は、小峰城の大改修や城下の整備を行い、現在につながる市街地の基礎を築いています。丹羽氏以後、榊原・本多・松平(奥平)・松平(結城)・松平(久松)・阿部と藩主の変遷がありました。

中でも松平定信は、老中首座として「寛政の改革」を行い、藩内においては「白河関跡」の場所の特定や「南湖」の築造など、大きな業績を残しています。

なお、表郷地域、東地域と大信地域の一部は、江戸時代中期以降、越後高田藩領となっていました。

慶応3年(1867)の阿部氏の棚倉移封により、白河は幕府の預かるところとなり、慶応4年(1868)の戊辰戦争白河口の戦いにより小峰城が焼失落城するなどの痛手を負い、明治維新を迎えることとなります。

—近・現代—

明治元年(1868)、戊辰戦争白河口の戦いにおいて白河小峰城は焼失、新政府軍が白河を占領し、明治維新に至っています。版籍奉還に伴い、明治2年に白河県、同4年には二本松県、引き続き福島県に含まれます。同12年に西白河郡が置かれ、同22年に白河町となりました。

その後、昭和24年に白河町、大沼村が合併して白河市制を施行し、平成17年にはいわゆる「平成の大合併」により白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」が誕生しました。

■白河市のあゆみ

時代	年号	日本の主な出来事	白河の主な出来事
古代	710	平城京遷都	
	718		続日本紀に「白河」の名がみえる
	794	平安京遷都	
	799		太政官符に「白河・菊田割守六十人」の記載あり
中世	1192	源頼朝征夷大將軍となる。鎌倉幕府の成立	
	1221	承久の乱おこる	
	ㄱ		白川城築城
	1333	鎌倉幕府滅びる	
	1338	足利尊氏征夷大將軍となる	
	1339		結城宗弘没す
	ㄱ		小峰城築城
1392	南北朝統一		
近世	1590	豊臣秀吉天下統一	白河が会津領となる
	1603	徳川家康征夷大將軍となる。江戸幕府の成立	
	1627		白河藩成立。初代藩主、丹羽長重
	1629		小峰城大改修開始
	1782	天明の大飢饉	
	1783		松平定信が白河藩主となる
	1787	松平定信、老中就任。寛政の改革	
	1800		定信が白河関跡を旗宿に特定し「古関蹟」碑建立
1801		南湖築造	
近・現代	1868	明治改元	戊辰戦争白河口の戦い。小峰城落城
	1869		白河県が置かれる
	1871		白河県が二本松県、引き続き福島県となる
	1879		西白河郡が置かれる
	1887		東北線開通。白河駅設置
	1889		白河町制を敷く
	1945	終戦。日本国憲法発布	
	1949		白河町、大沼村が合併し、白河市制を敷く
	1950	サンフランシスコ平和条約締結	
	1954		白河市が白坂村と合併
			白河市が小田川村と合併
	1955		古関村、金山村、社村が合併し表郷村となる
			白河市が五箇村と合併
			信夫村、大屋村が合併し大信村となる
		釜子村、小野田村が合併し東村となる	
2005		白河市が表郷村の旗宿、関辺を編入	
		小貫、太田輪が東村から浅川町に編入	
2005	平成の大合併	白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新「白河市」が誕生する	

3 白河市の現状

(※資料3:基礎調査報告書の「Ⅱ 統計データ」より抜粋)

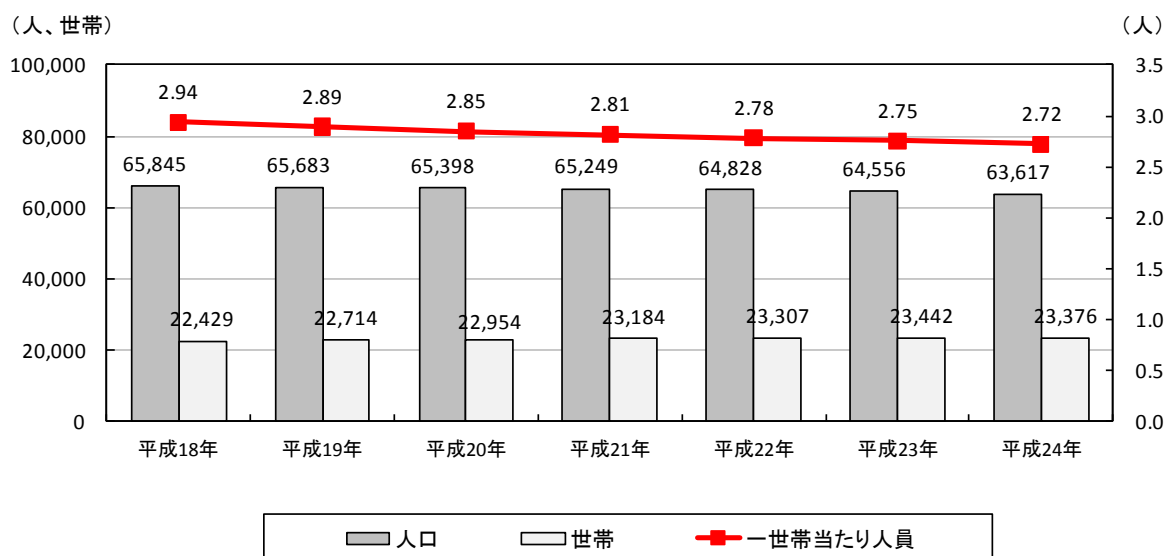
(1) 人口・世帯の推移

本市の総人口は、平成18年が65,845人、平成24年が63,617人で6年間に2,228人減少しています。世帯数は、平成18年から平成23年にかけて増加傾向にありましたが、震災の影響もあり平成24年には減少に転じています。一世帯当たり人員は、平成18年の2.94人から平成24年の2.72人へと減少しています。

単位:人、世帯

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総人口	65,845	65,683	65,398	65,249	64,828	64,556	63,617
世帯数	22,429	22,714	22,954	23,184	23,307	23,442	23,376
世帯人員	2.94	2.89	2.85	2.81	2.78	2.75	2.72

■人口・世帯の推移



資料:市民課 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢階層別人口の推移

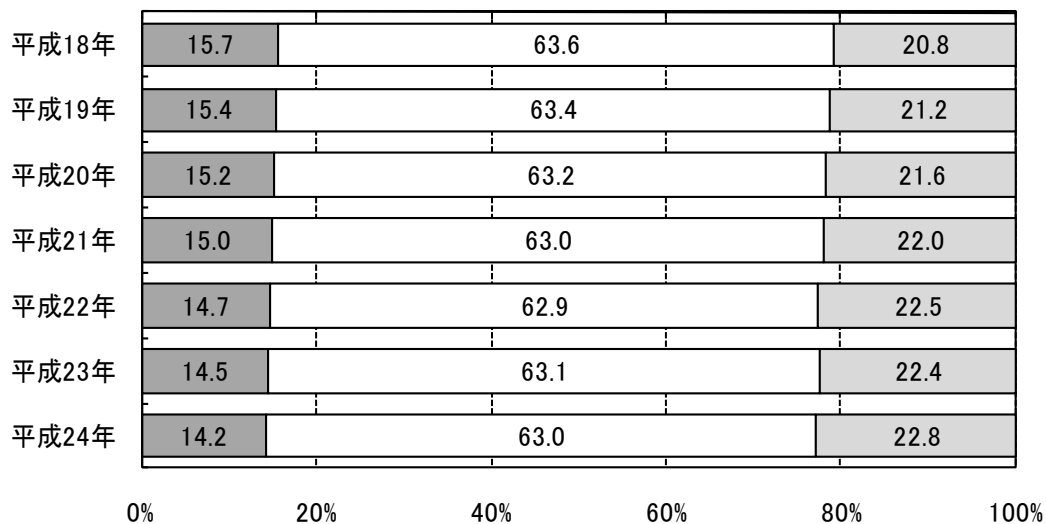
年齢3階層別の人口は、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成19年から減少しています。また、65歳以上の老年人口は平成19年から増加傾向にあり、高齢化が進行しています。

■年齢3階層別人口の推移

単位：人、%

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総人口	65,845	65,683	65,398	65,249	64,828	64,556	63,617
年少人口 (0～14歳)	10,324 (15.7)	10,133 (15.4)	9,963 (15.2)	9,802 (15.0)	9,506 (14.7)	9,364 (14.5)	9,040 (14.2)
生産年齢人口 (15～64歳)	41,855 (63.6)	41,642 (63.4)	41,320 (63.2)	41,078 (63.0)	40,756 (62.9)	40,717 (63.1)	40,052 (63.0)
老年人口 (65歳以上)	13,666 (20.8)	13,908 (21.2)	14,115 (21.6)	14,369 (22.0)	14,566 (22.5)	14,475 (22.4)	14,525 (22.8)

■年齢3階層別人口構成比の推移



■年少人口(0～14歳) □生産年齢人口(15～64歳) □老年人口(65歳以上)

資料：市民課 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 就業人口の状況

就業人口は、平成17年から減少に転じ、平成22年には30,689人となっています。産業別でみると、平成22年で第1次産業が2,050人、第2次産業が11,301人、第3次産業が16,307人となっており、全産業で減少傾向にあります。

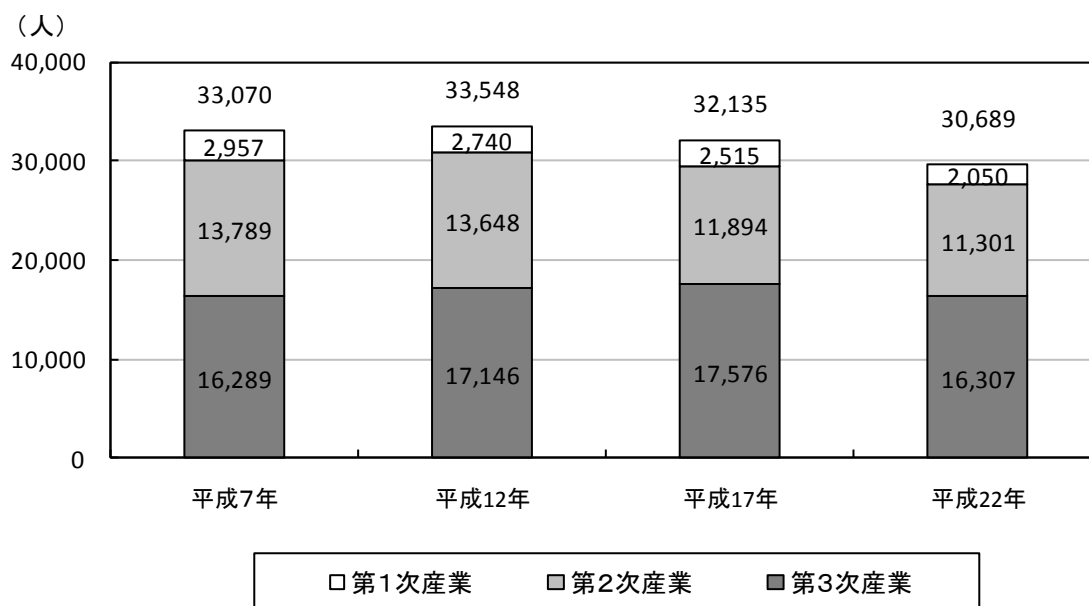
■就業人口の推移

単位：人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	65,155	66,048	65,707	64,704
就業者数	33,070	33,548	32,135	30,689
第1次産業	2,957 (8.9)	2,740 (8.2)	2,515 (7.8)	2,050 (6.7)
第2次産業	13,789 (41.7)	13,648 (40.7)	11,894 (37.0)	11,301 (36.8)
第3次産業	16,289 (49.3)	17,146 (51.1)	17,576 (54.7)	16,307 (53.1)
分類不能	35 (0.1)	14 (0.04)	150 (0.5)	1,031 (3.4)
就業率	50.8	50.8	48.9	47.4

資料：国勢調査

■就業人口の推移（分類不能を除く）



資料：国勢調査

(4) 市内総生産の状況

市内総生産は、平成19年が266,570百万円、平成21年が221,179百万円で3年間に45,391百万円減少しました。

産業別でみると、平成21年で第1次産業が4,892百万円、第2次産業が81,717百万円、第3次産業が139,080百万円となっており、全産業で減少傾向にあります。その中でも、第2次産業が平成19年から平成21年にかけて約3割と減少しており、特に平成20年のリーマン・ショックがもたらした製造業への影響が大きな要因となっています。

なお、平成21年の市内総生産が福島県及び県南地域に対して占める割合は、福島県に対しては3.1%、県南地域に対しては39.5%となっています。

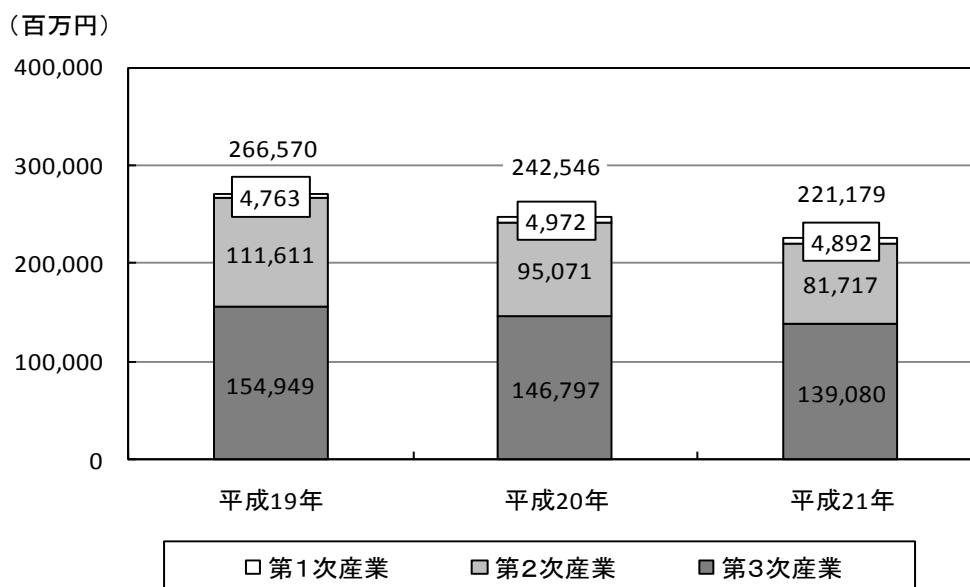
■総生産の推移

単位：百万円

	平成19年	平成20年	平成21年
総生産	266,570	242,546	221,179
第1次産業	4,763 (1.8)	4,972 (2.1)	4,892 (2.2)
第2次産業	111,611 (41.9)	95,071 (39.2)	81,717 (36.9)
第3次産業	154,949 (58.1)	146,797 (60.5)	139,080 (62.9)
帰属利子等(控除)	4,752 (1.8)	4,295 (1.8)	4,511 (2.0)

資料：福島県市町村民経済計算 報告書

■総生産の推移（帰属利子※等を除く）



資料：福島県市町村民経済計算 報告書

※帰属利子…金融業の生産額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、金融業の受取利子及び配当と支払利子の差額を指す。

第3章 社会経済情勢の変化

(※資料3:基礎調査報告書の「Ⅰ 社会経済情勢の変化」より抜粋)

(1) 持続可能なまちづくり

我が国では、戦後以降はじめて総人口が減少に転じた平成17年以降、人口減少社会となりました。少子化にともなう人口減少と高齢化は、今後も進行することが予測されており、こうした人口構造の変化は、経済・産業・福祉・教育・生活などあらゆる分野へ影響を及ぼしています。特に労働力人口の減少、なかでも若年者の減少による経済基盤の弱体化や、高齢化にともなう社会保障費の増大などが国・地方自治体の財政悪化の大きな要因となり、行政機能低下への対策が喫緊の課題となっています。

そのため、人口減少社会で生じる変化に対応できる各種制度の変更や、効率的・効果的な社会資本整備及び既存の社会資本ストックの活用など、コンパクトで効率的かつ持続可能なまちづくりが求められています。

(2) 環境と共生する社会の構築

近年、地球温暖化に起因すると思われる大雨や大洪水、異常高温、干ばつなど、世界中で異常気象が頻発しています。また、世界人口の増加や中国、インドなどの新興国の急激な経済成長を背景に、自然環境への過大な負荷や汚染、資源の枯渇などの環境問題の深刻化が懸念されています。こうしたなか、国際的な政策協調により、地球環境問題への取り組みが推進されています。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、環境問題に対する関心は高まっており、環境保全に取り組む市民や団体、企業の活発な活動が期待されています。

そのため、一人ひとりが自然や環境に対する理解を深め、意識を高めることで環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すとともに、市民・企業・行政との協働による積極的な環境保全活動等に取り組むことで、環境と共生する持続可能な社会を構築していくことが求められています。

(3) 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は観測史上最大の規模であり、2万人を超える犠牲者と経済、生活基盤の壊滅的な被害が生じました。今後も首都直下地震や東海地震などの大規模な地震発生が予想されていることから、インフラの耐震化やライフラインの機能の確保、危機管理体制の構築など、東日本大震災を教訓とした取り組みの推進が重要です。

一方で、震災を機に「共助」の重要性が見直され、地域コミュニティを中心とした地域の安全を確保する気運が高まっていることから、住民・自治会・ボランティア・NPOなどの地域ぐるみによる見守り・助け合いネットワークを構築することも重要です。

今後も地震や津波、豪雨などの自然災害は避けられないことから、様々な状況を視野に入れた幅広い防災・減災対策に市民と行政が共に取り組み、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。

(4) 産業社会の変化

近年、経済のグローバル化や情報通信技術の急速な進展は、我が国の産業に大きな影響を及ぼしてきました。そうしたなか、国際規模での企業間競争や地域間競争の激化、欧米経済の停滞や急速な円高等による景気低迷及び国内産業の空洞化が加速するなど、企業を取り巻く環境の悪化によって地域の産業基盤が弱体化しています。また、第3次産業の就業者数が半数以上を占めるなど、産業間での偏りがあり、特に最も割合が低い第1次産業では、就業者の高齢化による担い手・後継者不足が深刻化しており、農林水産業の衰退が懸念されています。

その一方で、医療・介護・健康分野の産業や原発事故以後改めて見直されている再生可能エネルギーなどの環境分野の産業を通じた地域経済の活性化が期待されています。

これらの状況を踏まえ、地域経済を担う人材・企業の育成を図るとともに、成長分野など新たな産業分野への企業進出の促進に取り組むなど、産業を取り巻く環境変化に柔軟に対応できる新たな地域産業構造の確立が求められています。

(5) 新たな社会環境への対応

地方分権社会の確立に向けて段階的に権限が移譲されるなか、地方自治体が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた行政運営を行う重要性が一層高まっています。地域の公共的課題の多様化・高度化に対応していくため、これまで以上に住民に寄り添い、その声を聴いていくことに加え、行政サービスの個性化などの取り組みを進めることも重要であり、それを担う自治体職員の専門知識の習得や政策形成能力の向上を図る必要があります。

これらのことから、地域の自主性及び自立性を高めていくために自治体としての財政基盤の充実・強化や人材の育成・活用などの基礎能力の向上を図り、地域の住民・企業との協働を進めながら、地域のニーズに応じた魅力ある政策により住民の満足度を高めていくことが求められています。

第4章 市民意識の動向

(※資料4・5をベースに作成)

(1) 市民満足度調査等の概要

本計画の策定にあたり、市民意識の動向を把握するため、これまで実施した市民満足度調査の分析及び子どもアンケート調査を行いました。調査の概要は次のとおりです。

■市民満足度調査の概要

調査対象	20歳以上の市民1,500人
抽出方法	平成22年9月20日現在の住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成22年10月7日～12月28日
回答者数	530人（回収率：35.3%）

■子どもアンケート調査の概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none">市内に居住する小学校6年生：331人市内に居住する中学校3年生：217人市内に居住する高校3年生：139人
抽出方法	<ul style="list-style-type: none">小中学生：市内に所在する全ての小中学校を対象に、小学校（6年生）及び中学校（3年生）の1クラスを学校ごとに任意抽出高校生：市内に所在する全ての高校を対象に、3年生のうち50人（白河市在住者）を学校ごとに任意抽出
調査方法	調査票の配布及び回収は、学校を通じて実施
調査期間	平成24年4月下旬～平成24年5月15日
回答者数	687人

(2) 市の取り組みに対する「満足度」と「重要度」【市民満足度調査】

市の取り組みに対する満足度と重要度について、8分野 26項目ごとに加重平均によって点数化した結果をランキングにすると次のとおりとなります。

■ 満足度と重要度のランキング

番号	取組み	分野	満足度		重要度	
			指数	順位	指数	順位
1	子どもの学力の向上や健やかな心身を育む教育環境の整備	教育・生涯学習	0.00	19	1.29	5
2	文化、芸術活動の振興と様々な生涯学習機会の提供、施設整備	教育・生涯学習	0.09	15	0.86	14
3	各種スポーツの振興に向けた団体の育成と施設の整備	教育・生涯学習	0.07	16	0.75	17
4	健康づくりのための環境整備と医療体制の充実	健康・福祉・医療	0.09	14	1.31	3
5	安心して子どもを産み育てるための環境整備	健康・福祉・医療	0.01	18	1.39	1
6	高齢者の介護予防と福祉サービスの充実	健康・福祉・医療	-0.03	23	1.33	2
7	障がい福祉サービスの充実と自立、社会参加への支援	健康・福祉・医療	-0.01	21	1.15	6
8	防災対策や消防施設の充実	安全・安心	0.35	3	1.15	7
9	交通安全対策、施設の充実	安全・安心	0.13	11	1.04	8
10	防犯対策、体制の充実	安全・安心	0.31	6	1.30	4
11	美しく豊かな自然環境の保全と魅力ある景観の保存・育成	都市基盤	0.38	2	0.58	24
12	生活に密着した道路及び主要な幹線道路の整備	都市基盤	0.20	9	0.81	16
13	公共交通の充実と利便性の向上	都市基盤	0.00	20	0.75	18
14	水道の安定供給と下水道の整備	都市基盤	0.26	7	1.01	10
15	ごみの減量再資源化、資源の再利用の推進と省エネルギーの普及	自然環境	0.46	1	1.04	9
16	自然環境の保全活用と環境美化の推進	自然環境	0.35	4	0.82	15
17	中心市街地の活性化	産業・雇用	-0.08	26	0.62	23
18	商工業の振興と商業まちづくりの推進	産業・雇用	-0.06	25	0.63	22
19	農林業の振興と地産地消、ブランド化の推進	産業・雇用	0.02	17	0.69	20
20	企業の育成と支援の充実及び企業誘致の推進	産業・雇用	-0.05	24	0.96	12
21	観光資源の活用と観光物産の振興	産業・雇用	0.15	10	0.63	21
22	参画と協働機会の充実及び市民の自主的な活動への支援	協働	0.10	13	0.51	25
23	コミュニティ施設の整備と利活用の促進	協働	0.11	12	0.47	26
24	広報、広聴活動の充実	行財政	0.34	5	0.73	19
25	窓口サービスの充実	行財政	0.21	8	0.99	11
26	機動的な組織体制の構築と財政の健全化	行財政	-0.03	22	0.87	13

満足度の高い取り組みとして、「ごみの減量再資源化、資源の再利用の推進と省エネルギーの普及」や「美しく豊かな自然環境の保全と魅力ある景観の保存・育成」が上位を占めています。

満足度の低い取り組みでは、「中心市街地の活性化」が一番に挙げられ、次いで「商工業の振興と商業まちづくりの推進」、「企業の育成と支援の充実及び企業誘致の推進」が挙がるなど、産業・雇用分野の満足度が低くなっています。

■満足度

満足度の高い上位5項目		指数	分野
15	ごみの減量再資源化、資源の再利用の推進と省エネルギーの普及	0.46	自然環境
11	美しく豊かな自然環境の保全と魅力ある景観の保存・育成	0.38	都市基盤
8	防災対策や消防施設の充実	0.35	安全・安心
16	自然環境の保全活用と環境美化の推進	0.35	自然環境
24	広報、広聴活動の充実	0.34	行財政

満足度の低い下位5項目		指数	分野
17	中心市街地の活性化	-0.08	産業・雇用
18	商工業の振興と商業まちづくりの推進	-0.06	産業・雇用
20	企業の育成と支援の充実及び企業誘致の推進	-0.05	産業・雇用
6	高齢者の介護予防と福祉サービスの充実	-0.03	健康・福祉・医療
26	機動的な組織体制の構築と財政の健全化	-0.03	行財政

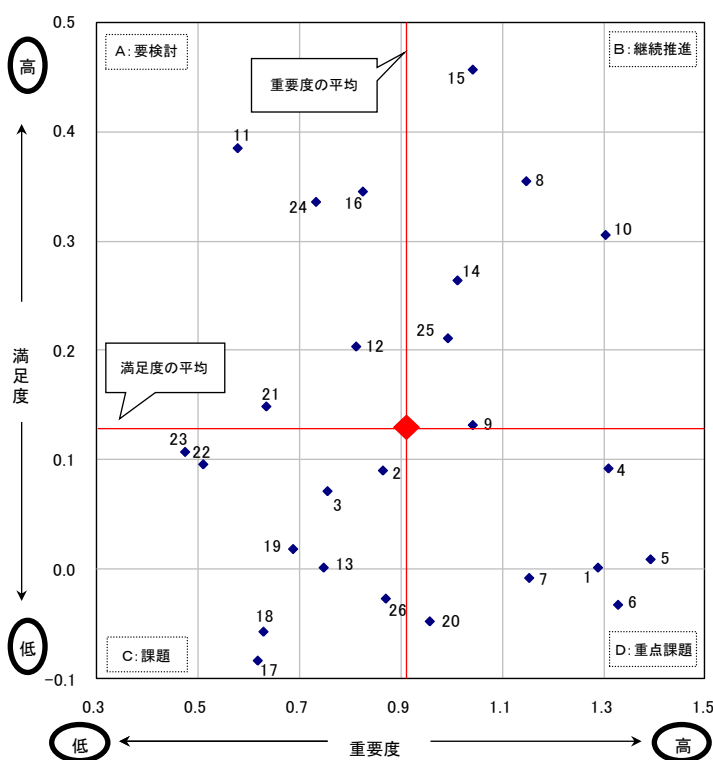
今後重要だと思う取り組みでは、「安心して子どもを産み育てるための環境整備」が最も重要視されています。次いで「高齢者の介護予防と福祉サービスの充実」、「健康づくりのための環境整備と医療体制の充実」が挙がるなど、健康・福祉・医療の重要度が高くなっています。

■重要度

重要度の高い上位5項目		指数	分野
5	安心して子どもを産み育てるための環境整備	1.39	健康・福祉・医療
6	高齢者の介護予防と福祉サービスの充実	1.33	健康・福祉・医療
4	健康づくりのための環境整備と医療体制の充実	1.31	健康・福祉・医療
10	防犯対策、体制の充実	1.30	安全・安心
1	子どもの学力の向上や健やかな心身を育む教育環境の整備	1.29	教育・生涯学習

重要度の低い下位5項目		指数	分野
23	コミュニティ施設の整備と利活用の促進	0.47	協働
22	参画と協働機会の充実及び市民の自主的な活動への支援	0.51	協働
11	美しく豊かな自然環境の保全と魅力ある景観の保存・育成	0.58	都市基盤
17	中心市街地の活性化	0.62	産業・雇用
18	商工業の振興と商業まちづくりの推進	0.63	産業・雇用

市の取り組みに対する満足度と重要度の結果を散布図で表すと次のとおりとなります。



分類	考え方
A: 要検討	満足度が高く、重要度は低い。現状を維持しつつ、取り組み内容によっては見直しの検討が必要。
B: 継続推進	満足度も重要度も高い。引き続き、満足度に対する高い評価が得られるよう、取り組みの継続実施が必要。
C: 課題	満足度も重要度も低い。現時点では、優先度が低くなっていることから、取り組みの必要性に応じた推進・見直しが求められる。
D: 重点課題	満足度が低く、重要度は高い。最も課題のある取り組みのため、今後、優先的に改善に取り組んでいくことが重要。

■分類別取組一覧

A：要検討		B：継続推進		C：課題		D：重点課題	
11	美しく豊かな自然環境の保全と魅力ある景観の保存・育成	8	防災対策や消防施設の充実	2	文化、芸術活動の振興と様々な生涯学習機会の提供、施設整備	1	子どもの学力の向上や健全な心身を育む教育環境の整備
12	生活に密着した道路及び主要な幹線道路の整備	9	交通安全対策、施設の充実	3	各種スポーツの振興に向けた団体の育成と施設の整備	4	健康づくりのための環境整備と医療体制の充実
16	自然環境の保全活用と環境美化の推進	10	防犯対策、体制の充実	13	公共交通の充実と利便性の向上	5	安心して子どもを産み育てるための環境整備
21	観光資源の活用と観光物産の振興	14	水道の安定供給と下水道の整備	17	中心市街地の活性化	6	高齢者の介護予防と福祉サービスの充実
24	広報、広聴活動の充実	15	ごみの減量再資源化、資源の再利用の推進と省エネルギーの普及	18	商工業の振興と商業まちづくりの推進	7	障がい福祉サービスの充実と自立、社会参加への支援
		25	窓口サービスの充実	19	農林業の振興と地産地消、ブランド化の推進	20	企業の育成と支援の充実及び企業誘致の推進
				22	参画と協働機会の充実及び市民の自主的な活動への支援		
				23	コミュニティ施設の整備と利活用の促進		
				26	機動的な組織体制の構築と財政の健全化		

(3) 市の取り組みに対する「満足度」と「重要度」の経年比較

市の取り組みに対する満足度と重要度を第1次総合計画の施策大綱の8分野に分類し、前回調査（平成18年度市民意識調査）と比較した結果は、次のとおりです。

■分野での経年比較

【満足度のランキング】

分野	平成18年度	順位変動	平成22年度
自然環境	1位	→	1位
安全・安心	2位	→	2位
都市基盤	3位	→	3位
行財政	7位	↑	4位
協働	5位	→	5位
教育・生涯学習	4位	↓	6位
健康・福祉・医療	6位	↓	7位
産業・雇用	8位	→	8位

【重要度のランキング】

分野	平成18年度	順位変動	平成22年度
健康・福祉・医療	2位	↑	1位
安全・安心	1位	↓	2位
教育・生涯学習	7位	↑	3位
自然環境	6位	↑	4位
行財政	3位	↓	5位
都市基盤	5位	↓	6位
産業・雇用	4位	↓	7位
協働	8位	→	8位

■分野での経年比較のまとめ

【安全・安心】

満足度と重要度のいずれも第2位と上位にきていることから、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。

【健康・福祉・医療】

満足度が6位から7位と低下しているのに対し、重要度が第1位となっていることから、より一層重点的に取り組んでいく必要があります。

【教育・生涯学習】

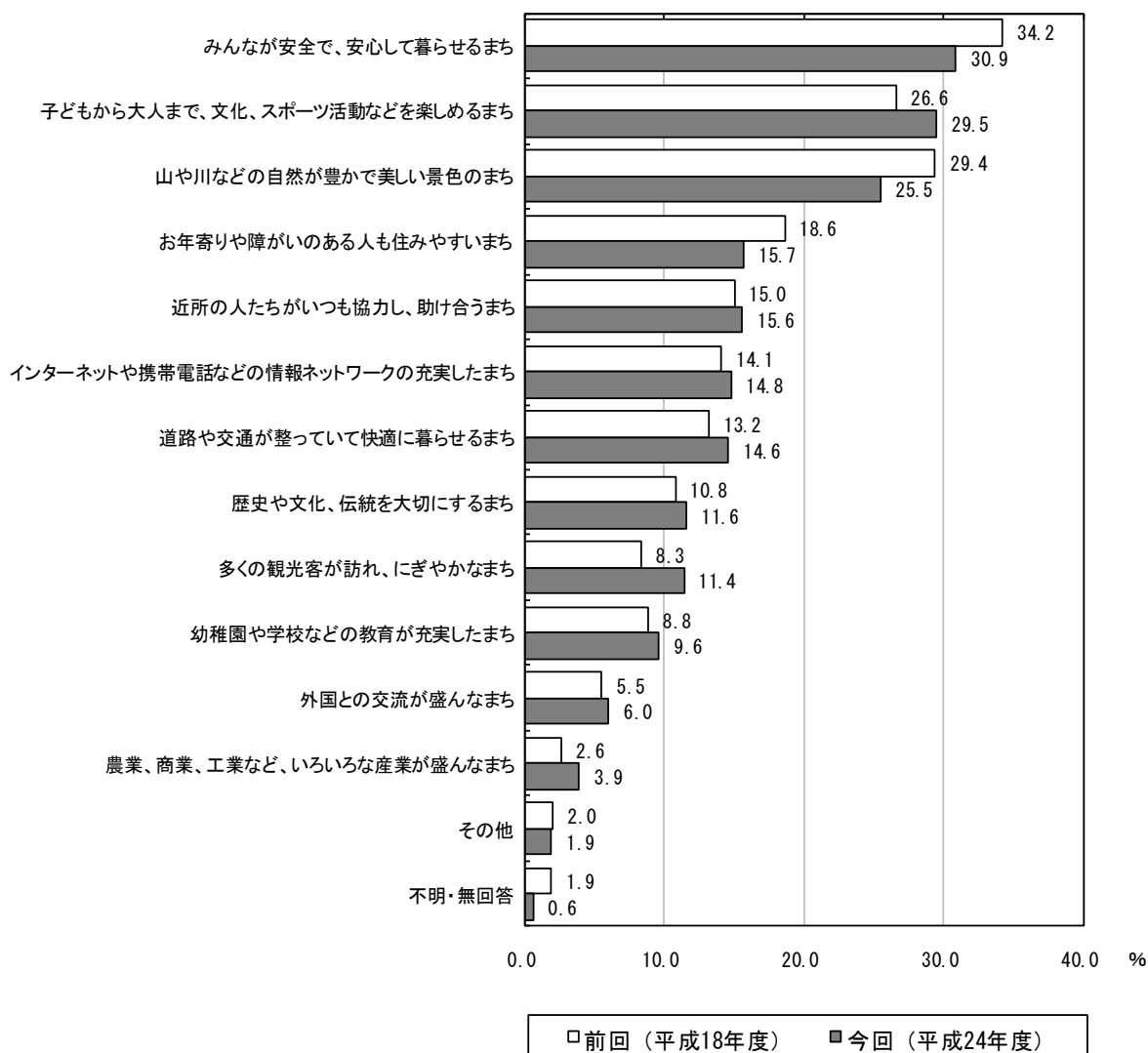
満足度が4位から6位と低下しているのに対し、重要度では7位から3位にランクアップしていることから、特に重点的に取り組んでいく必要があります。

(4) 市の将来への期待について【子どもアンケート（小・中・高校生）】

市の将来への期待について、今回調査では、「みんなが安全で、安心して暮らせるまち」が30.9%で最も多く、次いで「子どもから大人まで、文化、スポーツ活動などを楽しめるまち」が29.5%、「山や川などの自然が豊かで美しい景色のまち」が25.5%となっています。

平成18年度の前回調査と比べると、それぞれの回答割合に大きな増減は見られませんが、回答の多い項目として「子どもから大人まで、文化、スポーツ活動などを楽しめるまち」の順位が前回の3位から2位と上昇しています。

■将来への期待（大人になったとき、白河市がどんな「まち」になっていたら良いと思うか）



第5章 第1次総合計画の成果と第2次総合計画に向けた新たな課題

1 第1次総合計画の成果

(※資料3:基礎調査報告書の「IV 現行計画の評価検証」をベースに作成)

第1次総合計画の分野ごとの主な成果は次のとおりです。

分野	主な成果
1 知性と豊かな心を育むまちづくり(教育・生涯学習)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の開設 ・福島大学白河サテライト教室の開催 ・市立図書館の開館、表郷庁舎を利活用した表郷図書館の開設 ・国史跡の指定(小峰城跡、借宿庵寺跡等)
2 健やかで元気に暮らせるまちづくり(健康・福祉・医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率の向上 ・検診の受診機会や検診項目の拡大による受診者の増加 ・認定こども園の開園による保育サービスの充実 ・小児における平日夜間救急外来事業の開始
3 安全で安心なまちづくり(安全・安心)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川ハザードマップの作成 ・春季・秋季の火災予防運動期間に合わせた各地域における火災防御訓練の実施 ・「白河だるま作戦」による犯罪抑止街頭活動の実施 ・無料法律相談の拡大による相談体制の充実
4 快適な生活を支えるまちづくり(都市基盤)	<ul style="list-style-type: none"> ・白河市都市計画マスタープランの策定、歴史的風致維持向上計画の国認定 ・光ファイバー網の整備による市内全域の超高速ブロードバンド・サービス環境の整備 ・景観行政団体への移行及び景観計画の策定 ・白河中央スマートICの供用の開始 ・老舗通りや友月山プロムナード等の歩行系街路の整備
5 環境と調和したまちづくり(自然環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム導入補助金の創設 ・市内一斉清掃や河川美化活動の実施 ・「花の里構想」の策定による関の森公園の整備 ・白河地域再生可能エネルギー推進協議会の設立支援
6 活力と魅力が実感できるまちづくり(産業・雇用)	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の策定 ・首都圏等における「白河ブランド」を含めた地場製品のPR ・国際競争力が強く、地域への波及効果が期待できる企業の誘致 ・産業サポート白河の設立によるより専門的な技術研修の開催
7 市民とともにつくるまちづくりの推進(協働)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白河市自治基本条例を考える市民会議」の設置及び条例素案の作成 ・「白河市男女共同参画推進懇話会」の設置や「女性のためのキャリアセミナー」等の開催 ・「地域の底力再生事業」によるコミュニティ活動の支援 ・中学生派遣事業による国際交流の推進
8 市民から信頼される行政経営の推進(行財政)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革実施計画、財政健全化計画、定員管理計画等の策定 ・行政評価の実施による事業の改善等 ・公共施設の指定管理者制度の導入 ・財務指標の改善

2 第2次総合計画に向けた課題

第2次総合計画の策定にあたって各種基礎調査を行った結果、導き出された主な課題は次のとおりです。

(※資料6の「マトリックス表」より抜粋)

(1) 教育・生涯学習分野

- ・市民の教育・生涯学習分野に対する関心が高まっていることから、子どもから高齢者まで幅広く文化・スポーツ活動を楽しめるまちづくりの充実が求められています。
- ・知・徳・体の調和がとれ、郷土の歴史・文化に愛着と誇りを持てる子どもの育成とともに、子どもの望ましい人間関係づくりが必要です。
- ・インターネットの正しい利用と家庭でのルールづくりなどにより、氾濫する有害な情報から、青少年を保護し健全に育成することが求められています。

(2) 健康・福祉・医療分野

- ・子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりを推進するため、がんや循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病予防や発症後の合併症、症状の進展等の重症化予防に重きを置いた対策が必要です。
- ・医療に対する需要が増加するなか、医療従事者の高齢化等が進行していることから、安定した医療を提供することが求められています。
- ・安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、女性の仕事と家庭の両立や子育てへの支援を充実することが必要です。
- ・高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるように、地域の見守り・生活支援体制の強化を図るとともに、生きがいつくりや介護予防を推進することが求められています。

(3) 安全・安心分野

- ・誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて、消防団や常備消防を充実するとともに、防災マップ等を充実させ町内会や自主防災組織等の防災関係団体との連携を強化するなど、地域の防災力の強化を図ることが求められています。
- ・市民の安全・安心意識の高まりから、交通安全や防犯、消費生活対策など、身近な安全・安心の確保に向けた幅広い取り組みが求められています。
- ・福島第一原子力発電所の事故以降、市民は放射性物質による環境汚染や放射線被ばくの不安、様々な風評などと向き合うことを余儀なくされていることから、一日も早い原子力災害の収束、環境の回復が必要です。

(4) 都市基盤分野

- ・東日本大震災の影響により、市内の様々な箇所で被害が生じているため、道路・河川・上下水道・公共施設の耐震化などのインフラ整備に加え、危機管理体制の充実による、災害に強い都市基盤の構築が求められています。
- ・歴史や伝統などの足元にある資源を活用したまちづくりを推進するうえで、今後、歴史的建造物等の老朽化が大きな影響を及ぼすことから、これら歴史文化資源の保存と活用によって白河らしい街並み景観を形成することが必要です。
- ・高齢化社会の進展とともに、公共交通の重要性が増していることから、利用者の利便性の向上やニーズを捉えた取り組みが求められています。

(5) 自然環境分野

- ・資源循環型社会の形成に向けて、その重要性は理解されているものの意識には個人差があることから、一人ひとりの環境意識を高めながら、市民・企業・行政が一体となってごみの減量化・資源化を推進することが必要です。
- ・自然と共生した安全で安心なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等のクリーンエネルギーの普及・拡大・産業化に努めることが求められています。
- ・原子力災害によって山や川、湖などの自然環境や公園など身近な生活空間に放射性物質が拡散したことから、環境保全のための取り組みを推進することが必要です。

(6) 産業・雇用分野

- ・震災及び放射能の影響が農業・商業・工業・観光など産業全般に及んでいるため、安全性の確保及び積極的なPRの推進により、風評等を払しょくしていくことが課題となっています。
- ・昨今の経済不況等に起因する企業業績への影響により、雇用・就労環境の変動が見受けられることから、既存企業の育成・支援を図るとともに、多様な企業の集積と雇用の創出を図ることが必要です。
- ・農業、商業などにおける後継者不足や企業が求める人材の高度化に対応するため、産業人材の育成・能力開発に取り組むことが必要です。

(7) 協働分野

- ・市民協働の推進に向けて、自治基本条例の制定及び周知・啓発を積極的に行うことで、協働のまちづくりをより一層推進していくことが必要です。
- ・東日本大震災以降、市民活動に取り組む市民が増加し、その機運も高まりをみせていることから、意識の醸成・高揚を一層図るとともに、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むことが必要です。

(8) 行財政分野

- ・ 財政指標については改善傾向にあるものの、他団体との比較において公債費や普通建設事業費は大きく上回っていることから、今後も多様化する市民ニーズや社会経済情勢を踏まえた中長期的な視点に立った健全な財政運営が必要です。
- ・ 地方分権の推進に伴う権限移譲により、業務量はこれまで以上に増加することが見込まれていることから、組織の効率化及び職員の政策形成能力の向上を図ることが必要です。

II 基本構想

第1章 白河市の目指す将来の姿

(※市震災復興計画や自治基本条例素案での基本理念の視点をベースに作成)

1 まちづくりの理念

本市は、那須連峰の美しい山々を仰ぎ、阿武隈川の清冽な水が流れる恵まれた環境のもと、豊かな自然、白河関跡や南湖公園、小峰城跡に代表される歴史や文化など、魅力ある地域資源に恵まれています。これら貴重な地域資源を最大限に活用しながら、市民が共に元気で楽しく暮らすことのできるまちを築き、次世代へと引き継いでいくことが私たちの責務です。

また、長年にわたりこのまちを育んできた先人たちの英知と努力をいしずえとして、東日本大震災での経験と教訓を風化させることなく、新たな視点で安全で安心して暮らせるまちを築いていくことが重要です。そのためには、目指すべきまちづくりの方向を市民と行政が共有し、共に考え、助け合っまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、これからも持続的に成長するまちを創造していくため、本市のまちづくりの理念として次の3つを掲げます。

1 安全・安心でやすらぎのあるまち

子どもから大人まで、すべての市民の安全・安心が確保され、やすらぎのある暮らしが実現されるまちを目指します。

2 活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち

自然・歴史・伝統・文化・産業などの恵まれた地域資源や地域特性を生かした白河ならではのまちづくりを進め、誰もが活気と魅力を実感でき、愛着と誇りが持てるまちを目指します。

3 一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち

白河の地に息づく人と人とのつながりや思いやりを将来にわたって守り育て、地域団体や企業など多様な主体との連携によって磨きをかけながら、誰もがいきいきとした輝きを放つまちを目指します。

2 白河市の将来像

まちづくりの理念を踏まえ、白河市の将来像を次のとおり定めます。

※別紙「将来像の検討資料」

第2章 土地利用構想

(※市国土利用計画をベースに作成)

1 土地利用に関する基本的な考え方

本市の土地利用にあたっては、これまで引き継いできた歴史と伝統、豊かな自然環境に恵まれた美しいまちを次世代に残し伝えていくことを前提に、市民の健康で文化的な生活環境の確保や市域の一体的な発展のため、総合的かつ計画的な土地の利用を推進します。

また、東日本大震災からの復興に向けて、放射性物質に汚染された土地の早期の除染など、市民生活の安全性・快適性の確保や生産性の向上への配慮、さらには貴重な自然環境や多くの歴史的・文化的遺産と調和し、将来にわたって持続可能な土地の保全・活用に努めます。

2 土地利用の基本方針

○土地利用の質的向上

無秩序な市街地拡大を抑制し、都市機能を集約化・複合化するとともに、良好な景観や歴史的・文化的な風土や街なみを保全・形成することで、土地利用の質的向上に努めます。

○自然との共生

農地や森林など、恵まれた自然環境を良好な状態で保全・継承することを基本に、環境負荷の低減への配慮、無秩序な開発の抑制、産業構造の変化への対応など、自然と共生した土地利用を図ります。

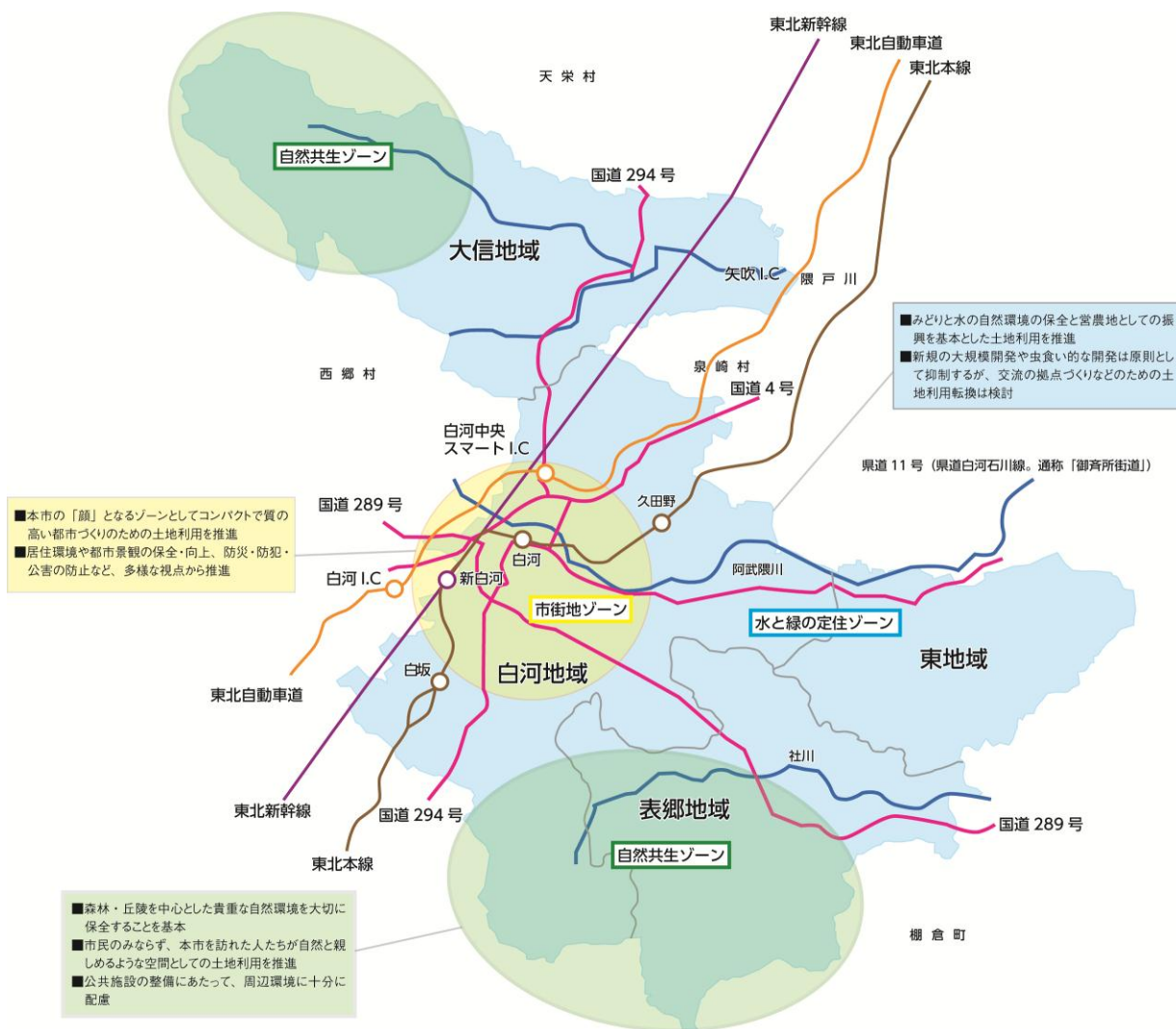
○災害に強い市土づくり

市民の生命と財産を守るため、避難や救援等も考慮した社会資本の整備など、大震災を教訓とした防災・減災対策や、防犯・交通安全・救命救急など、総合的な観点から災害に強い安全・安心なまちづくりに留意した土地利用を図ります。

○市民参画・市民協働

市民やNPO法人をはじめとする各種団体等が土地利用の計画づくり等に参加できる機会を設け、市民の意見を反映した土地利用を推進します。

■土地利用のイメージ図



第3章 将来フレーム

1 人口推計

近年、多くの市町村において人口減少となっており、本市においても同様の傾向がみられます。こうした傾向と今後の将来の動向を想定し、コーホート要因法により人口推計を行いました。なお、人口推計は国勢調査の実績に基づき行っています。

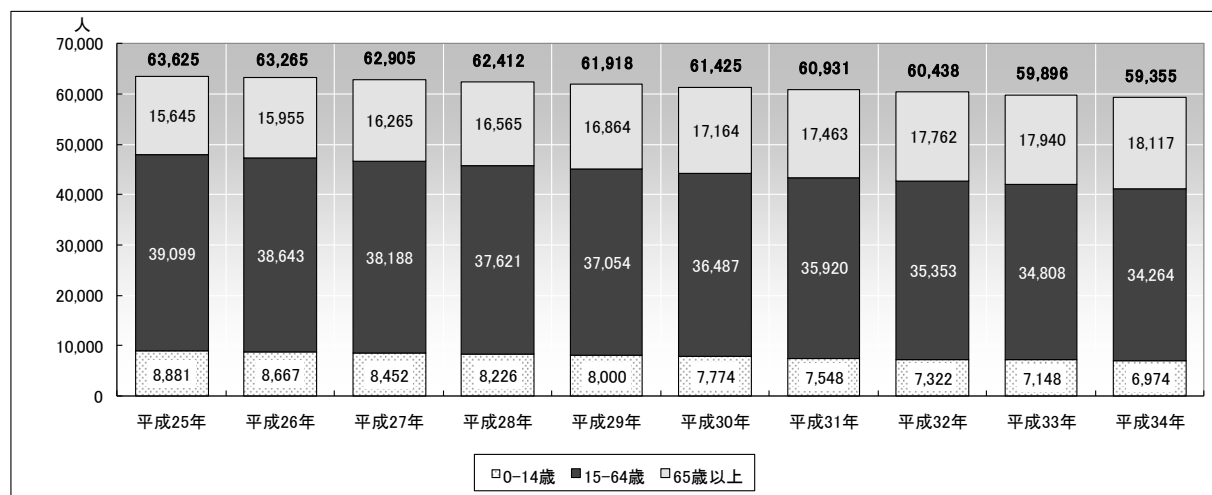
基本構想の目標年度となる平成34年度の総人口は約59,400人と予測されます。

年齢階層別人口でみると、平成34年度に、0～14歳は約7,000人、15～64歳は約34,300人、65歳以上は約18,100人と、65歳以上の増加が顕著になっています。

単位：人、%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
総人口	63,625	63,265	62,905	62,412	61,918	61,425	60,931	60,438	59,896	59,355
年少人口 (0～14歳)	8,881 (14.0)	8,667 (13.7)	8,452 (13.4)	8,226 (13.2)	8,000 (12.9)	7,774 (12.7)	7,548 (12.4)	7,322 (12.1)	7,148 (11.9)	6,974 (11.7)
生産年齢人口 (15～64歳)	39,099 (61.5)	38,643 (61.1)	38,188 (60.7)	37,621 (60.3)	37,054 (59.8)	36,487 (59.4)	35,920 (59.0)	35,353 (58.5)	34,808 (58.1)	34,264 (57.7)
老年人口 (65歳以上)	15,645 (24.6)	15,955 (25.2)	16,265 (25.9)	16,565 (26.5)	16,864 (27.2)	17,164 (27.9)	17,463 (28.7)	17,762 (29.4)	17,940 (30.0)	18,117 (30.5)

■総人口及び年齢階層別人口の推移



平成34年度の推計人口 = 59,400人

2 世帯の推計

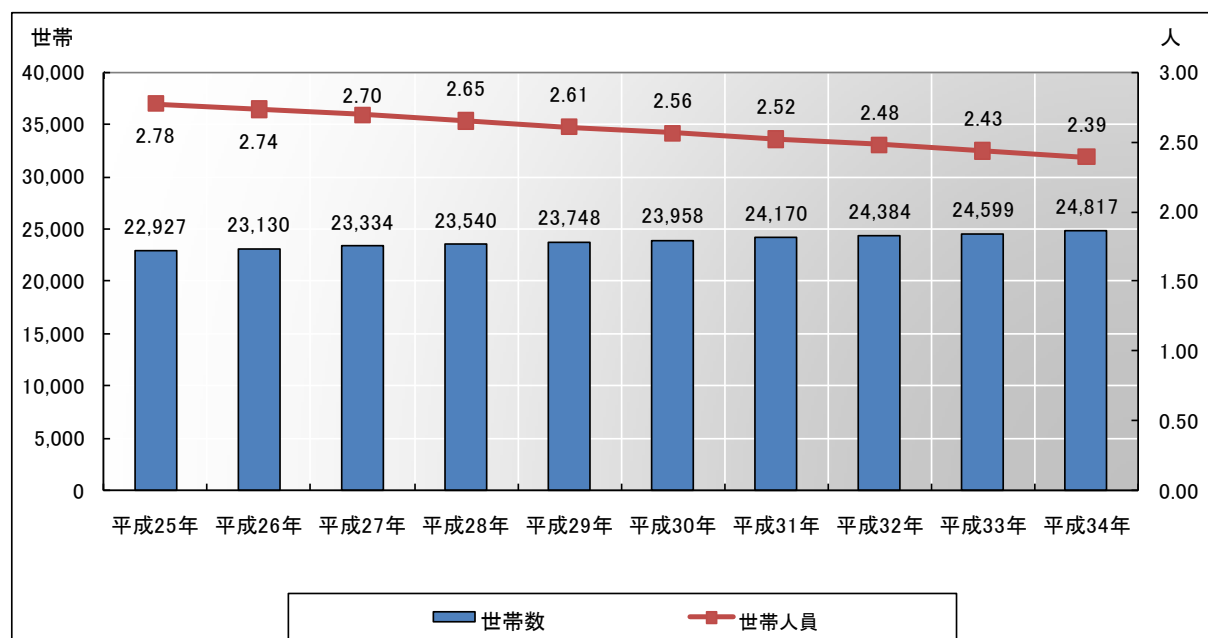
基本構想の目標年度となる平成34年度の世帯数は約25,000世帯と予測されます。

世帯人員でみると、平成34年度に約2.4人と減少することが予測されます。

単位：人、世帯

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
世帯数	22,927	23,130	23,334	23,540	23,748	23,958	24,170	24,384	24,599	24,817
世帯人員	2.78	2.74	2.70	2.65	2.61	2.56	2.52	2.48	2.43	2.39

■世帯数及び世帯人員の推移



第4章 基本目標

(※第1次総合計画の検証結果、市震災復興計画、資料6の「マトリックス表」をベースに作成)

(1) 安全・安心分野

～安全・安心に暮らせる人にやさしいまち～

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、市民と行政が互いに協力しながら、防災・減災対策の充実や消防・救急体制の強化、緊急時の連絡体制の構築等に取り組むことで、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ・地域で暮らす人々の身近な安全を守るため、交通安全や防犯、消費生活対策の充実に努め、犯罪や事故の起きにくいまちづくりを推進します。
- ・原子力災害の収束に向けて、放射性物質による環境汚染の状況などを調査し市民にわかりやすく情報発信するとともに、効果的・効率的な除染や汚染廃棄物の円滑な処理に取り組むことで環境の回復を図り、市域の安全の確保と市民の不安払しょくに努めます。

施策	防災・減災対策の充実
	消防・救急体制の強化
	交通安全対策の充実
	防犯・消費生活対策の充実
	原子力災害対策の推進

(2) 健康・福祉・医療分野

～いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち～

- ・市民の誰もが健康でいきいきと暮らすことができるよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進や適切な医療を受けることができる体制の充実を図ります。
- ・子育て家庭や高齢者、障がい者が安心して生活を送れるよう、それぞれの状況に応じた支援体制の充実を図ります。
- ・福祉課題を抱えている人に対し、地域のみんなで協力して解決が図られる地域の支え合い・助け合いのしくみを構築します。

施策	健康づくり・健康管理の推進
	医療体制の充実
	子育て支援の推進
	高齢者福祉の推進
	障がい者福祉の推進
	地域福祉の充実

(3) 産業・雇用分野

～地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち～

- ・本市が有する高速交通体系などの優位性を最大限に活用した企業誘致の推進をはじめ、関係団体との連携により中心市街地等の活性化と合わせた商業の振興や恵まれた自然条件を生かした農業の振興に努めます。
- ・地域産業を担う人材の育成や能力開発に取り組むとともに、再生可能エネルギーなどの成長分野の産業や付加価値の高い産業の創出を促進して、更なる産業振興と雇用機会の創出に努めます。
- ・本市の魅力を市内外へ積極的に発信するとともに、地域固有の恵まれた観光資源の活用や新たな観光資源の発掘・整備、広域観光の推進に取り組むなど、交流人口の拡大を図ります。

施策	商業の振興
	工業の振興
	農林業の振興
	観光の振興
	雇用・就労環境の充実
	再生可能エネルギーの推進

(4) 教育・生涯学習分野

～心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち～

- ・幼児・児童・生徒の実態やニーズをふまえた**教育内容の充実**を図るとともに、子どもが互いに安心して学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。
- ・次世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域との連携を密にしながら、地域の教育力の向上に努めます。
- ・市民一人ひとりが生涯にわたり健康で活動的であり、豊かな生活を送ることができるよう、市民の意欲に応じた生涯学習の推進やスポーツ・文化活動の充実に努めます。
- ・郷土の歴史や伝統、芸術文化にふれることのできる環境づくりやその保存・継承を担う人づくりを進めます。

施策	生きる力と思いやりを育む教育の充実
	青少年の健全な育成
	生涯学習社会の実現
	スポーツ・文化の振興
	歴史や伝統文化の保存・継承

(5) 都市基盤分野

～やすらぎと快適さのある住みよいまち～

- ・本市が育んできた地域固有の文化・風土を活かした魅力ある街並み・景観づくりを推進し、自然環境と都市環境が共生する持続可能なまちづくりを計画的に進めます。
- ・幹線道路や住宅、上・下水道、情報通信基盤など、暮らしやすく快適な生活環境の整備・充実に努めるとともに、身近な生活道路や歩道などの計画的な整備、既存施設等の長寿命化や機能強化による有効活用を図り、災害に強い社会基盤づくりを進めます。
- ・市民が安全で快適に移動できるよう、バスや鉄道などの公共交通ネットワークの確保及び利便性の向上を図るとともに、街路整備の促進を図ります。

施策	魅力ある街並みの形成
	快適な道路網の整備
	良好な居住環境の整備
	公共交通の充実
	安全で安定した水の供給
	衛生的で快適な下水道の整備

(6) 環境分野

～自然と共生し、潤いのある環境を未来につなぐまち～

- ・資源循環型社会の実現を目指し、市民・企業・行政の一体的な取り組みにより、ごみの減量化・資源化や省エネルギー対策など、環境に配慮したライフスタイルの推進を図ります。
- ・放射性物質が拡散した地域環境の回復に努めるとともに、地球規模で進行する環境問題に対応するため、自然環境・自然景観の保全や環境美化活動、環境教育の推進、環境汚染の防止など、地域環境に配慮した総合的な取り組みを推進します。
- ・市民との協働により身近な公園や緑地などの魅力の向上に取り組むとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産などを活用した憩いの空間づくりを推進します。

施策	資源循環型社会の形成
	地域環境の保全
	緑豊かで身近な自然環境の保全と創出

(7) コミュニティ・行財政分野

～地域のふれあいと支え合いで共に創るまち～

- ・市民活動の拠点となるコミュニティ施設の整備や活用を促進し、町内会や市民活動団体等との情報の共有化、自主的な活動への支援によって地域コミュニティ機能の再生・強化を図りながら、市民とともに様々な協働のまちづくりを進めます。
- ・子どもから大人まで市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けて、人権意識の醸成と高揚を推進するとともに、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、家庭や職場などで安心して生活が送れるよう、男女共同参画社会の形成を推進します。
- ・市民に信頼される開かれた市政を推進するため、わかりやすい広報やホームページづくりによる情報の発信に努めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した新たなコミュニケーションツールの創出を図り、市民との情報の共有化や政策形成への市民参加を進めます。
- ・職員の資質向上や簡素で効果的な行政体制づくりに努め、社会情勢の変化や市民ニーズに対応できる自主・自立の行政運営を推進します。また、安定的な自主財源の確保に努め、健全で持続可能な財政基盤の確立を図ります。

施策	市民との協働による地域づくり
	人権尊重・男女共同参画の推進
	多様な交流と連携の推進
	開かれた市政の推進
	効果的・効率的な行政運営の推進
	健全な財政運営の推進

第5章 基本構想の実現に向けて

1 基本的な考え方

基本構想は、市民、民間団体、事業者、市など、本市で活動するさまざまな主体が、本市の「めざす将来の姿」を共有するための指針となるものであり、その実現のためには、それぞれの役割を認識し、力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

したがって、基本構想の実現に向けて、計画の推進に当たっての考え方や実効性を確保するための取組みを以下に示します。

2 計画の推進に当たっての考え方

(1) 「協働によるまちづくり」の推進

白河市の将来像の実現に向けたまちづくりを進めるためには、「自助」「共助」「公助」の補完性の原則に基づいた考え方で、多様な主体がまちづくりに取組むことが求められます。

こうしたことから、基本計画において、めざす将来の姿の実現に向けて、施策ごとに、市民、民間団体、事業者などによる“協働の取組み”を示します。

(2) 計画の進行管理

施策目標の達成状況を成果指標などにより点検・評価し、限られた行政資源を最大限に活用する観点から、所期の目的に照らし効果が薄れてきた事業や将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなど、見直すべきものについては成果重視の視点から見直しを進め、PDCAのマネジメントサイクルに取り組みます。

計画の最終年度においては、次期計画策定の立案過程に市民参加を促すため、市民代表からなる「白河市総合計画審議会」を開催するとともに、施策目標の達成状況など計画の推進状況について報告し、多角的な観点から意見を求めます。また、評価結果については、市民に分かりやすく公表するなど、情報の共有に努めます。

3 実効性の確保

(1) 全庁一体となった施策の推進

各部局が中心となって策定する部門別計画等と役割分担を図りつつ、めざす将来の姿の実現のため、一体的に施策を推進します。

部局横断的な課題への対応については、各部局の相互連携により全庁一体となった総合的な施策の構築と展開を図ります。

(2) 重点的・戦略的な取組みの推進

計画を着実に推進するため、前期基本計画の5年間で特に重点的に取り組むべき課題に対応したものを重点戦略プランとして取りまとめ、戦略的な取組みを進めます。

また、社会経済情勢の変化の中でも特に緊急を要する課題が生じた場合には、柔軟かつ臨機に重点戦略プランの見直しを行い、より確実かつ効果的な推進を図ります。

■計画における課題・目標・指標・施策のつながりのイメージ

